

環境にやさしい農業に取り組みたい

環境保全型農業直接支払交付金

担当課

農林企画課農地林務係 TEL 72-8237

本事業の役割

化学肥料や化学合成農薬をなるべく使わず、環境にやさしい農業を実践しているグループを支援します。

対象者は？

販売を目的として農産物の生産を行う農業者グループが主な対象です。

また、個人の農業者でも一定の条件を満たしていて、市町村が認めた場合も対象になります。

交付条件は？

エコファーマー(※)の認定を受けていて、農業環境規範に基づく点検を行っていることが条件になります。

※エコファーマー以外で対象になる特例措置として、岩手県特別栽培農産物認証等の認証を取得した者、有機農業に取り組む販売農家、共同販売経理を行う集落営農組織が対象になる場合があります。

どのような事業内容？

化学肥料や化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組み又は有機農業等の取り組みを実施すると、交付金が受けられます。

また、1つのほ場内で複数実施する場合、2取組目までが交付の対象となります。

なお、予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額が予算を上回った場合に交付金が減額されることもあります。

手続はどうするの？

- (1)組織の設立
- (2)事業計画書の提出【6/30まで】
- (3)活動の実施
- (4)実施状況報告書の提出
- (5)交付金の交付



1 農地集積と保全対策

2 新規就農者の確保・育成

3 組織化による営農の効率化

4 農畜産物の高品化・安定生産

5 生産機械・施設の導入

6 6次産業化の取り組み

7 素材生産の拡大

8 鳥獣対策

農地を貸したい、借りたい

優良農地の保全管理をしたい

環境にやさしい農業に取り組みたい

中山間地域での農業を続けたい

荒廃農地を再生させたい

1 農地集積と保全対策

2 新規就農者の確保・育成

3 組織化による営農の効率化

4 農畜産物の高品化・安定生産

5 生産機械・施設の導入

6 6次産業化の取り組み

7 素材生産の拡大

8 鳥獣対策

農地を貸したい、借りたい

優良農地の保全管理をしたい

環境にやさしい農業に組みみたい

中山間地域での農業を続けたい

荒廃農地を再生させたい

区分別取組単価表(10a当たり)

区分	取組内容	交付単価
全国共通	カバークロップ(緑肥)の作付け	8,000円
〃	カバークロップ(緑肥)の作付け(ひえを使用する場合)	7,000円
〃	堆肥の施用	4,400円
〃	有機農業	8,000円
〃	有機農業(そば等の雑穀や飼料作物)	3,000円
地域特認	夏期の水田内ビオトープ(生物緩衝地帯)の設置(作溝実施)	4,000円
〃	夏期の水田内ビオトープ(生物緩衝地帯)の設置(作溝未実施)	3,000円
〃	メダカ等魚類を保護する管理	3,000円
〃	リビングマルチ(小麦、大麦、イタリアンライグラス以外)	8,000円
〃	リビングマルチ(小麦、大麦、イタリアンライグラス)	5,000円
〃	草生栽培	5,000円
〃	冬期湛水管理(有機質肥料施用、畦補強等実施)	8,000円
〃	冬期湛水管理(有機質肥料施用、畦補強等未実施)	7,000円
〃	冬期湛水管理(有機質肥料未施用、畦補強等実施)	5,000円
〃	冬期湛水管理(有機質肥料未施用、畦補強等未実施)	4,000円
〃	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草管理及び秋耕の実施	4,000円
〃	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草管理及び長期中干し	4,000円
〃	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	8,000円
〃	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせたほ場周辺除草	8,000円

1 農地集積と保全対策

2 新規就農者の確保・育成

3 組織化による営農の効率化

4 農畜産物の高品化・安定生産

5 生産機械・施設の導入

6 6次産業化の取り組み

7 素材生産の拡大

8 鳥獣対策

農地を貸したい、借りたい

優良農地の保全管理をしたい

環境にやさしい農業に組みたい

中山間地域での農業を続けたい

荒廃農地を再生させたい

用語説明

エコファーマーとは

平成11年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、認定を受けた農業者の愛称です。

エコファーマーになると、環境保全型農業直接支払交付金による支援や農業改良資金の特例措置が受けられます。

平成27年度末の岩手県の認定件数は1,946件です。

エコファーマーの認定は都道府県が行います。

農業環境規範とは

農林水産省において、環境との調和のために取り組むべき基本的な事項を整理し、自己点検に用いるものとして、平成17年3月に「環境と調和のとれた農業生産活動規範(農業環境規範)」を策定しました。

カバークロープとは

作物を作らない期間に土壌侵食の防止を目的に作付される牧草類(ライグラス等)、麦類(大麦等)、マメ類(レンゲ等)等の植物があります。

リビングマルチとは

農業において、土壌侵食を防止することを目的として主として栽培する作物とは別の作物の播種を行い、主作物の生育期間中も生育を続けさせて地表を植物で覆わせるのに使われる被覆植物のことで、言葉のとおり生き物によるマルチです。

草成栽培とは

牧草その他の密生作物の植生によって傾斜地の畑面やのり面を被覆して雨の浸食を抑制する作物栽培のことです。